

平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）
公募要領

平成30年2月
中小企業庁

平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）

公募要領

中小企業庁では、平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）の実施機関を、以下の要領で募集します。

I. 事業の目的

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という）は、地域の経済や雇用を担う重要な存在である。しかし、今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万（日本企業全体の約3割）が後継者未定となっている。この現状を放置すると、中小企業の廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性がある。特に地方において、後継者問題は深刻であり、その解決が必要である。また、これを放置すれば廃業による技術・ノウハウの喪失や経営の不安定化が危惧されるが、円滑な世代交代が行われれば、後継者による事業活動の活性化も期待できる。

事業承継の円滑化のためには、早期・計画的な準備が不可欠であるため、中小企業経営者の意識喚起や適切な支援の提供を図っていく必要がある。同時に、事業承継支援は、税務、法務、財務等、課題は多岐にわたることから、地域一帯となって支援をする必要がある。

そこで本事業においては、都道府県に拠点を置く支援機関（※）等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継支援として、早期・計画的な事業承継準備に対する経営者の「気付き」を促すため事業承継診断を行うネットワーク（事業承継ネットワーク）を構築することにより、地域で行う事業承継支援を促進する。また、掘り起こされたニーズに対してはきめ細かな支援を実施するための支援体制を構築する。

事業承継ネットワークは、2つの行程からなり、前工程においては、都道府県が中心となって市町村、地域の商工団体・金融機関・専門化等支援機関を組織化し、事業承継診断を通じて事業者に早期・計画的な承継準備への気付きを与えると同時に、ブロック毎の専門家リストを作成し、専門家に取次業務（以下、「事業承継ネットワーク構築事業」という）、後工程では、掘り起こされたニーズに対して地域の専門家が連携してより踏み込んだ承継支援を実施する。（以下、「プッシュ型事業承継支援強化事業」という）。

上記2行程を併せて「プッシュ型事業承継支援高度化事業」と呼称する。

上記の実現に向けて、全国事務局を設置することを通じて、各ネットワークの構築、活動支援、活動把握、評価、連携強化、周知活動、事業者からの質問対応の取り次ぎ等を図り、効果的に事業を実施する。

※「支援機関」とは認定経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という）、商工会、商工会議所、金融機関等を指す。

Ⅱ. 事業の内容

全国事務局は、地域を挙げて事業承継支援に取り組む地域事務局を再委託先として選定し、事業が円滑に進むよう支援を行うことが求められます。

具体的な事業内容は以下のとおりです。地域の中小企業・小規模事業者支援の重要性等も踏まえながら、本事業の趣旨に即した取組や体制構築に努めつつ、以下の業務を通じて地域事務局等を支援します。

また、その他にも、地域における事業承継支援に資すると考えられる内容を提案に含めることについては、積極的に受け付けることとします。

1. 全国事務局の事業概要

以下、(1)～(6)については、記載事項のほか、事業目的を達成するためのより踏み込んだ方法を踏まえた提案をすること。

(1) プッシュ型事業承継支援高度化事業の地域事務局選定及び管理

・プッシュ型事業承継支援高度化事業として、地域を挙げて事業承継支援に取り組む地域事務局を全国事務局の再委託先として、47都道府県を対象に選定、設置する。

なお、プッシュ型事業承継支援高度化事業うち、事業承継ネットワーク構築事業は、平成29年度事業承継ネットワーク構築事業で採択されていない28の都道府県を対象とすることに留意すること。

※再委託先は、都道府県からの応募を募った上、中小企業庁と都道府県の協議の上決定する。

※設置件数は、地域事務局の応募状況によって変動することに留意。

・受託者は地域事務局の公募、選定、契約、支出管理及び確定検査に基づく適正な費用の支払業務を行う。

・再委託先の選定に使用する応募要領等を作成する。

・応募の開始は応募要領の経済産業省協議後とする。

・応募にあたっては、応募要領等の関係資料による説明、質疑応答等により、相互の意思の疎通を図るため、応募期間中に地域事務局への応募を検討している者に対する説明の機会を設ける（説明会等）。

・応募における手順、審査、スケジュール等は原則として中小企業庁との協議による。

(2) プッシュ型事業承継支援高度化事業の全国事務局の運営

① 各地域における活動状況の取りまとめ

・地域事務局及び構成機関について、情報の取りまとめを行うとともに、事業の進捗状況等について

も、地域事務局から随時報告を受け、情報を管理・集約する。

- ・各地域におけるネットワークに属する機関の情報や事業の進捗状況等を一元管理するに当たっては、共通のフォーマットを用意し、地域事務局に提供することとする。

②全国連絡会議等の開催

- ・年度内に2回程度、全国連絡会議を開催する。全国連絡会議には、地域事務局の出席を必須とする。
- ・全国連絡会議では、事業の進捗状況の報告、特筆すべき取り組みの共有、課題の解決に向けた検討等に係る議論を行う。
- ・全国連絡会議において、事業承継の事例や、先進的な取組を行っている地域の好事例をまとめ、その他の地域に対し情報提供することで、全国的な支援レベルの底上げを図る。

③プッシュ型事業承継支援高度化事業マネジメント及び地域事務局へのサポート体制構築

- ・プッシュ型事業承継支援高度化事業を地域事務局が実施するに際し、全体のマネジメント及び支援戦略の策定や同戦略の実行のサポートを行うため、事業承継プロジェクトマネージャーの設置を行う。事業承継プロジェクトマネージャーは事業承継に関する業務経験や知識を有す者とし、各地域事務局の支援内容を把握するとともに、適宜必要なサポートを行う。

なお、事業承継プロジェクトマネージャーは、以下の点にも着眼して、地域に応じた事業承継支援が進むよう支援を行うこと。

また、これらについてモデル地域をピックアップし、全国へ展開するべく周知を行うこと。

ア. 都道府県独自の取り組み

- ①事業承継条例を制定して事業承継月間を設けるなど、広く国民に対して早期・計画的な事業承継が大切であることを訴える。
- ②都道府県の広報媒体等を総動員して事業承継ネットワークの活動をバックアップする。
- ③域内の商工団体と連携して、事業承継サミット等のイベントを実施する。
- ④事業承継を機に急成長した経営者や優れた支援者に対して知事表彰を実施する。

イ. ベンチャー型事業承継をはじめとした後継者育成

- ①家業への関心が薄い跡継ぎ候補に対して、大学等の場を活用して、ベンチャーマインドを喚起する取り組みを展開する。こうした取り組みにより、事業承継を機に新規事業、業態転換、新市場参入など新たな領域に挑戦するベンチャー型事業承継を促す。
- ②NPO法人と連携して、次の世代を担う若者が視野を広げ、地域の仲間を得て、真剣に家業に取り組みイノベーションを起こしていくような取り組み（仲間づくり、リーダーシップ涵養、ロールモデル研究等）を行う。
- ③サプライチェーンの維持・強化の観点から、地域の大企業等と連携して、次期経営者候補の受け入れや勉強会の開催等を通じ、後継者育成を図る取り組みを行う。

(ご参考)

ベンチャー型事業承継を実施した経営者



村井 基輝 (むらい もとき)
(株) カスタムジャパン代表取締役
(3代目)
(バイク、自転車パーツ等販売)
本社：大阪府中央区
創業：1954年<昭和29年>
従業員：80人

祖父が創業したオートバイ部品販売の後継ぎを嫌い、SE専門学校、クラブDJを経て、ITベンチャーの役員(20代)へ。業績低迷期に父からの誘いにより「鶴橋部品」を継ぐ。

本業に従事する傍ら、バイク、自転車部品のネット注文・即日配送のビジネスモデルの実現に奔走。2005年、「カスタムジャパン」を創業。

取扱い部品20万点、取引先6万店舗。従業員数は、入社時の数人から、現在、2社合わせて100名超。

- ・地域にトラックで配送するのが父の仕事だとしたら、それを安く、どこでも配送するのが僕の仕事。業界の会合でビールをかけられたこともあります。
- ・僕が中学生のころサッカーから卓球に競技を変えたら勝てたというのが頭にありました。サッカー教室は一番下のクラス。ところが卓球を始めたらおもしろいように勝ち進んだんです。
- ・自分が戦える場所を探すことが大事なんです。
(Bplatz インタビューから抜粋)



山田 岳人 (やまだ たくと)
(株) 大都代表取締役 (3代目)
(工具販売・DIYカルチャー創造事業)
本社：大阪府大阪市生野区
創業：1937年<昭和12年>
従業員：67人

リクルート勤務の後、97年に大都に入社(27歳)。大都は昭和12年に妻の祖父が創業した工具問屋(町の金物屋相手の行商スタイル)。不景気、競争の激化から、一度は廃業を決意。従業員給料を大幅に引き下げ、難局を切り抜ける。

02年に工具通販サイトを立ち上げ、1年半後に月商100万円に(現在、国内最大級の商品ラインナップ)。11年に卸から完全撤退し、法人専用ネットホームセンターを立ち上げ。14年に体験型DIYショップを難波にオープン。

- ・ビジネスで重要なのはどこで戦うかということ。
- ・古い慣習に縛られている業界は、業界の中にいる人の意識がのんびりしているので勝つ確率が高くなります。
- ・古い業界だからとあきらめるのではなく、古い業界だからこそやりようによってはビジネスチャンスになる。

(Bplatz インタビューから抜粋)

ウ. サプライチェーン・地域における事業再編・統合・共同化

- ①サプライチェーンの維持・強化の観点から、地域の大企業や経済団体等と連携して、各層における事業承継の進捗等について実態調査を行う。
- ②地場産業や伝統工芸等地域の特色ある産業を維持・存続させる観点から、事業承継に係る実態調査を行う。
- ③実態調査を踏まえ、地域の産業ビジョンを検討し、地域の大企業や篤志家等を巻き込み、ビジョンの実現に向けた道筋をつける（事業再編・統合・共同化の在り方）。

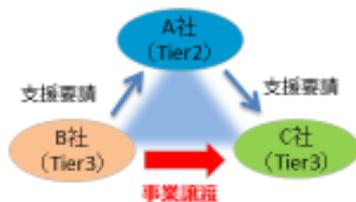
（ご参考）

サプライチェーン・地域における事業統合・共同化の支援事例

- 業種・地域によっては、サプライチェーン維持、地域の主要産業の発展という観点で、事業承継・事業再編等の支援が行われるケースが存在する。

自動車部品サプライチェーン維持のための事業統合の事例

- ・自動車電装品の製造を営むB社（Tier3）は、足下の経営環境の悪化により、取引銀行からの金融支援が困難となり、元請先A社（Tier2）に今後の対応を相談。
- ・事態を重く見た元請先A社は、下請のC社（従業員数70名、Tier3）とC社の取引信用金庫に支援を要請した。
- ・最終的には、B社の工場をC社に賃貸するとともに、B社の機械設備をA社が一旦買取り、C社に賃貸するなど、C社の負担を軽くする形で事業譲渡が行われた。B社の経営者及び従業員は、現在、C社の従業員として勤務している。



石川県の伝統工芸品産業の維持のための取組事例

- ・石川県の伝統工芸品である山中漆器は、新商品開発、海外輸出により需要が回復傾向にあるが、塗装職人の高齢化・後継者不足による廃業の増加が懸念される。
- ・このため北國銀行は、主要な漆器事業者を訪問しとアリングを行い、産地が抱える課題を報告書にまとめた。
- ・この報告書に基づき、①（産地70社のうち）7社の有力経営者との勉強会を開催し、他地域の成功事例を研究するとともに、②共同工場や共同配送・共同システムの導入を具体的に検討中



エ. 後継者人材バンクや、女性起業家等支援ネットワーク等、起業家との連携。

- ① 商店街の空き店舗等小規模事業者の廃業の急増に悩む自治体に対して、事業引き継ぎ支援センターと連携した後継者マッチング事業（後継者人材バンク事業）の取り組みを働きかける。
- ② 地域の活性化を図る観点から関連団体等と連携して、事業承継と起業を組み合わせたモデルの開発、支援策の検討等を行う。
- ③ 女性起業家等支援ネットワーク構築事業等と連携して、承継後の女性経営者の支援を行う。

(ご参考)

後継者人材バンク

後継者人材バンクとは

後継者不在の小規模事業者（主に個人事業主）と起業家をマッチングすることにより、地域に必要な事業を存続させ、創業も支援する事業。

（後継者人材バンクのメリット）
【事業主】：自ら育ててきた事業を意欲ある後継者に引き継ぐことができ、従業員も雇用も維持することができる。
【起業家】：有形無形の経営資源（生産設備、顧客、取引先等）とノウハウを引き継ぐため、起業に伴うリスクが大幅に低減する。

後継者人材バンク スキーム図

地域に親しまれた焼き肉店が引き継がれた事例（静岡県）

引継ぎ対象：㈱ムクゲ（三島市）
 譲渡者：平田山崎氏 譲受者：渡辺大介氏（22歳）
 譲渡方法：株式譲渡
 支援方法：静岡県引継ぎセンターと三島商工会議所の連携によりマッチング支援

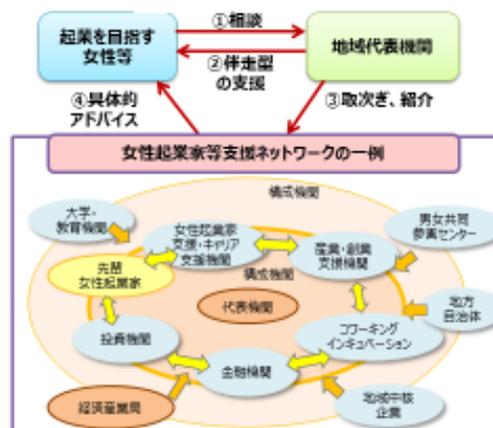
有限会社 ムクゲ
 静岡県、取引形態：株式譲渡

㈱ムクゲは、静岡県三島市内で平成16年から焼き肉店「ムクゲ」を営む企業。固定客のついた繁盛店として営業してきたが、後継者不在であり、経営者の平田氏に体調面での不安が出てきたため、三島商工会議所に相談。一方、渡辺氏（22歳）は三島商工会議所が主催する創業セミナーの受講を通じ、中華料理店の開業に向けた準備を進めていたが、市内の焼き肉店が後継者を探しているとの情報を得たため、静岡県引継ぎセンターに相談。平田氏は廃業を覚悟していたが、営業継続が実現できたため、常連客に対して御向けができたとおっしゃっている。若い店主が経営することで店の雰囲気にも変化があり、従来からの常連客に加えて若年層の顧客も増えている。現在渡辺氏は、中華料理の経験を活かした新メニューの投入を準備している。

女性起業家等支援ネットワーク構築事業

- 女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関等を中心とした「**女性起業家等支援ネットワーク**」を全国10箇所に形成（平成28年度より事業開始）。
- 起業を志すあらゆる段階にいる女性や、事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家を確実にフォローできる体制をネットワーク内において構築。既存の起業家支援施策への橋渡し等、**女性のニーズ**に応じたきめ細やかな支援を行う。

事業スキーム



オ. 経営人材マッチング

後継者不在の事業者に対して外部の経営人材をマッチングする取り組みを行う。経営人材はU I Jターン人材の活用や、プロフェッショナル人材拠点事業、首都圏の大企業（商社、金融機関）、人材派遣会社等と連携する。

カ. 事業承継専門家の育成

事業承継に係る一連の工程には、高度な専門知識が必要なことに加え、多岐にわたる課題（税、資金周り、経営周り、資産評価、資産承継等）が含まれている。このためワンストップ対応が可能な専門家の確保が大きな課題となっている。このため、地域の士業に対する研修を実施し、士業間連携を促すことで、ワンストップ対応が可能な専門家集団を育成する。

(3) 事業承継に関する全国イベントの開催

- ・地域支援機関や企業へ向けた、事業承継の認識の周知・共有のため、全国的なイベントを開催する。

なお、イベント開催にあたっては以下の点にも着眼して進めること。特に、これらの地域の取組を広めるべく広報戦略を立てて開催にあたること。

ア. 都道府県独自の取り組み

- ①事業承継条例を制定して事業承継月間を設けるなど、広く国民に対して早期・計画的な事業承継が大切であることを訴える。
- ②都道府県の広報媒体等を総動員して事業承継ネットワークの活動をバックアップする。
- ③域内の商工団体と連携して、事業承継サミット等のイベントを実施する。
- ④事業承継を機に急成長した経営者や優れた支援者に対して知事表彰を実施する。

イ. ベンチャー型事業承継をはじめとした後継者育成

- ①家業への関心が薄い跡継ぎ候補に対して、大学等の場を活用して、ベンチャーマインドを喚起する取り組みを展開する。こうした取り組みにより、事業承継を機に新規事業、業態転換、新市場参入など新たな領域に挑戦するベンチャー型事業承継を促す。
- ②NPO法人と連携して、次の世代を担う若者が視野を広げ、地域の仲間を得て、真剣に家業に取り組みイノベーションを起こしていくような取り組み（仲間づくり、リーダーシップ涵養、ロールモデル研究等）を行う。
- ③サプライチェーンの維持・強化の観点から、地域の大企業等と連携して、次期経営者候補の受け入れや勉強会の開催等を通じ、後継者育成を図る取り組みを行う。

ウ. サプライチェーン・地域における事業再編・統合・共同化

- ①サプライチェーンの維持・強化の観点から、地域の大企業や経済団体等と連携して、各層における事業承継の進捗等について実態調査を行う。
- ②地場産業や伝統工芸等地域の特色ある産業を維持・存続させる観点から、事業承継に係る実態

調査を行う。

- ③実態調査を踏まえ、地域の産業ビジョンを検討し、地域の大企業や篤志家等を巻き込み、ビジョンの実現に向けた道筋をつける（事業再編・統合・共同化の在り方）。

エ. 後継者人材バンクや、女性起業家等支援ネットワーク等、起業家との連携。

- ①商店街の空き店舗等小規模事業者の廃業の急増に悩む自治体に対して、事業引き継ぎ支援センターと連携した後継者マッチング事業（後継者人材バンク事業）の取り組みを働きかける。
- ②地域の活性化を図る観点から、関連団体等と連携して、事業承継と起業を組み合わせたモデルの開発、支援策の検討等を行う。
- ③女性起業家等支援ネットワーク構築事業等と連携して、承継後の女性経営者の支援を行う。

オ. 経営人材マッチング

後継者不在の事業者に対して外部の経営人材をマッチングする取り組みを行う。経営人材はU I Jターン人材の活用や、プロフェッショナル人材拠点事業、首都圏の大企業（商社、金融機関）、人材派遣会社等と連携する。

カ. 事業承継専門家の育成

事業承継に係る一連の工程には、高度な専門知識が必要なことに加え、多岐にわたる課題（税、資金周り、経営周り、資産評価、資産承継等）が含まれている。このためワンストップ対応が可能な専門家の確保が大きな課題となっている。このため、地域の士業に対する研修を実施し、士業間連携を促すことで、ワンストップ対応が可能な専門家集団を育成する。

（４）事業承継に関するコールセンターの設置

- ・事業承継をはじめとした中小企業税制等に関する質問や相談を受けるコールセンターを設置する。コールセンターは、中小企業・小規模事業者からの質問・相談に対しては丁寧に対応するとともに、質問や相談内容に応じて、適切な相談窓口や問い合わせ先を案内する等により対応することとする。

（５）全国的に事業承継に関する支援機関の連携体制構築

- ・全国的に事業承継に関する支援機関が情報交換・共有をできる環境を構築すること。

（６）域別・業種別 休廃業リスクデータの構築

- ・地域事務局へ、平成30年度中に地域別・業種別 休廃業リスクデータを構築し、提供すること。また、本データについて、分析・調査を行い、地域事務局の活動に資すること。

（６）報告書の取りまとめ・提出

- ・事業の報告書について、取りまとめ、中小企業庁に提出を行う。

2. 全国事務局から再委託を行う事業の概要（予定）

（1）事業承継ネットワーク構築事業

都道府県を中心として、市町村、地域の商工団体・金融機関・専門化等支援機関を組織化し、事業承継診断の実施を通じて事業者に承継準備の気付きを与える事業。また、多くの地域では県庁所在地に事業承継の専門家が偏在することから、掘り起こされたニーズにきめ細かく対応するために、域内をブロック化し、当該ブロック毎に専門家を記載したリストを作成する。

なお、地域事務局は、次に掲げる事業を実施することとするが、地域における事業承継支援の強化につながる取り組みであれば、これに限らない。また、既に地域において実施済み・実施中の事業については、必ずしも本事業において実施する必要はない。

①事業承継ネットワークの組成

- ・地域事務局は、地域の支援機関等を構成員とする事業承継ネットワークを組成する。地域事務局においては、地域における中小企業及びその事業承継の状況に関する現状認識に基づき、また、参画する支援機関等の役割分担を踏まえ、中小企業に対してシームレスな支援が提供できるような体制の構築をする。
- ・具体的には、支援機関等における連携強化を図るため、連絡会議を開催することとする（なお、必要に応じて、目的を限定した小規模なワーキンググループや、より小さな地域単位での組織体を形成することも想定される。）。連絡会議では、構成員に対する情報共有を中心に、構成機関の役割分担、事業承継診断の実施方法の確認・共有、事業承継支援方針の検討、参加する支援機関間の調整等を行う。

②普及・広報活動

- ・ネットワーク及びその構成員による取組や事業承継に向けた準備の重要性等を地域の中小企業へ効果的に伝達し、本事業の効果を最大化するため、地域の実情に応じ創意工夫に基づいた普及・広報活動を実施する。
- ・例えば、地域事業承継支援ポータルサイト（仮称）の開設が含まれる。同サイトでは、ネットワークとしての活動内容や支援機関の情報を集約・発信するとともに、事業の目標や成果などを掲載するほか、事業承継に関心をもった中小企業がアクセスできるような仕組みを検討する。

③事業承継診断※の実施準備・実施状況の集約

- ・事業承継へ向けた準備の必要性を認識できていない中小企業経営者の意識喚起や、適切な相談先がわからない経営者への適切な相談先の紹介・取次ぎ等を通じて地域の事業承継ニーズを掘り起こすため、支援機関において、地域の中小企業に対する事業承継診断を実施する。
- ・地域事務局は、事業承継診断の実施準備においては、地域における事業承継診断フォーマットの作成のほか、実施方法を検討し、マニュアルを作成し、共有・研修などを通じて、ネットワークを構成す

る支援機関が一体的に事業承継診断を実施できる体制を構築する。また、支援機関における事業承継診断の実施状況（実施件数や診断後の対応状況等）について、支援機関との協議を経て情報集約の方法を策定し、適宜集約を行う。

※事業承継診断：以下の2要素を包含するものを言う。

- ・その内容が、中小企業における事業承継の準備状況や大まかな課題を抽出するものであること
- ・支援機関担当者が中小企業経営者と対面で実施するものであること（支援機関と経営者の対話を促進するものであること）

従って、必ずしも「事業承継ガイドライン」に掲載された診断票等の使用を求めるものではない。例えば、商工団体や金融機関が独自に実施しているヒアリングであっても、上記2要素を包含するものであれば、事業承継診断を実施するものと解してよい。

④課題・状況に応じた事業承継支援を受けられるアクセス環境の整備に向けた取組

- ・専門家の活用等により、各都道府県において中小企業経営者が専門的な事業承継支援を受けられる環境を整備する。
- ・具体的には、事業者が長時間の移動を伴わずに専門家の支援を受けることができるように、域内をブロック化し、ブロック毎に専門家を可視化したリストを作成し、地域の支援機関間で共有するとともに、事業者へ提供可能な状態にする。
- ・なお、2（1）事業承継ネットワーク構築事業を実施する機関は、2（2）プッシュ型事業承継支援強化事業の経費のうち、①承継コーディネーター（以下、「承継CO」という）の設置費用、③具体的支援うち専門家派遣にかかる謝金を活用することを可能とする。
この場合、承継COは、「事業承継ネットワーク構築事業」に関する責任者としての役割を果たすものとする（詳細は、2（2）プッシュ型事業承継支援強化事業を参照）

⑤事業承継ネットワークの事業終了後の自立的な運営の実現に向けた取組

- ・本事業の事業実施期間終了後も組成した事業承継ネットワークの活動を自主的に継続させるために必要な取組について、都道府県や支援機関等と協議しながら検討すること。

（2）プッシュ型事業承継支援強化事業

ネットワーク構築事業で掘り起こされた支援ニーズに対して、地域の専門家と連携したきめ細かな支援を行う。

その際、取り組みの実効性を確保する観点から、事業承継支援戦略（以下、「支援戦略」という）（事業目的の明確化、重点的に支援すべき地域や業種等の絞り込み、KPI・中長期目標の設定等。）を作成し、ネットワーク構成員との間で共有を行う。

また、個者支援にあたっては、よりきめ細かな支援を行う観点から、地域をブロック化し、ブロック

単位で事業者支援を行うことができる体制を構築する。

地域事務局は、次に掲げる事業を実施することとするが、基本的なスキームはこれに限るものの地域における事業承継支援の強化につながるものであれば妨げない。

①承継COの選定、地域の支援方針を策定

- ・地域事務局に、事業の責任者として承継COを公募により設置する。
- ・都道府県と承継COは、年度及び中長期の支援戦略を5月中を目処に策定する。
支援戦略には、事業の目的をはじめ、休廃業リスクデータの分析・活用方法の検討、重点的に支援すべき地域や業種の絞り込み、KPI・中長期目標の設定、支援方針（専門家への取り次ぎや追加支援に係るルール）、ネットワーク構成員及び事業者向けの各種研修・セミナーの企画等を記載する。

②ブロックCOの選任

- ・都道府県と承継COは、「事業承継ネットワーク構築事業」で作成したブロック専門家リスト等の中から、地域の活動の責任者としてブロックCOを選任する。

③具体的支援

- ・承継COは、事業全体の責任者として、支援戦略の工程管理、事業承継診断の実施状況（診断結果及び専門家等への取り次ぎ状況）のフォローアップ、ブロックCOと連携した地域における支援の推進等に取り組む。
- ・ブロックCOは、承継COとの連携やサポートを得ながら、ブロック内の事業承継ネットワーク（商工団体、金融機関等）及び専門家リストの中から必要に応じてチームを編成して支援を行うことができる。必要に応じて専門家を個社に派遣することもできる。（「事業承継ネットワーク構築事業」のみを実施する都道府県においても、ブロック毎の専門家リストに記載している専門家を派遣し、謝金を充当することができる。）
- ・支援の質を向上させるため、ネットワーク参画団体に対する事業承継や施策に関する研修・セミナーを実施することができる。同様に事業者に対する施策の普及やネットワーク活動の周知を目的としたセミナー等も開催可能。

④後継者人材バンクのノウハウの基礎自治体への移転

- ・都道府県と承継COは、後継者人材バンクの事業概要を基礎自治体に伝え、自治体自らによる事業の実施の可能性について意向確認を行う。実施する意向を示した自治体に対して、承継COは、最寄りの事業引き継ぎ支援センターとともに当該自治体を訪問し、後継者人材バンクのノウハウの移転に努めるとともに、事業の運営をサポートする。なお、最寄りの事業引き継ぎ支援センターが後継者人材バンクを取り扱っていない場合は、事業引き継ぎ支援センター全国本部に相談する。
- ・事業のサポートにあたっては、必要に応じてブロックCOやブロック専門家リストに記載されている

専門家を活用する。

(3) 事業承継ネットワーク構築事業・プッシュ型事業承継支援強化事業共通

①地域別・業種別 休廃業リスクデータの提供

- ・平成30年度中に、中小企業庁は、地域別・業種別 休廃業リスクデータを提供する。本データは、地域事務局にID・PWを付与し、自らの都道府県の休廃業リスクデータなどを分析することができるシステムとなっている。

②報告書の作成

- ・事業期間を通して実施した事業内容や事業承継診断の実績、策定した事業承継支援方針、次年度以降の事業承継支援の具体的計画等をまとめた報告書を作成すること。

③実施期間中の全国事務局への情報提供等

- ・全国事務局が開催する全国連絡会議（事業期間内に2回程度開催）へ出席し、事業の進捗状況の報告、特筆すべき取組（ベストプラクティス）の共有、課題の解決に向けた検討等に係る議論を行う。また、地域における事業承継支援（診断）の実施状況（件数）や支援方針の策定状況、構成員の参加状況、支援対象である中小企業における課題解決状況等について、全国事務局に対して概ね2～3ヵ月に一度（予定）、報告を行う。（具体的に提供を依頼する項目については採択後に連絡するものとし、提供された情報については必要に応じて公表することを検討中。）。
- ・なお、事業承継ネットワーク構築事業・プッシュ型事業承継支援強化事業合同の会議とする。

3. 本事業の実施地域

本事業は、全国事務局は全国で事業を実施、再委託を行う事業は、実施される都道府県の管轄する地域に準じて実施するものとします。

4. 事業実施期間

委託契約期間は単年度とし、具体的な契約期間は原則として契約書に定める事業開始日から、平成30年3月31日とします。

5. 応募資格

本事業を実施する機関は、次に掲げる要件を満たす法人とする。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

- ④ 中小企業庁、経済産業局等及び地域事務局との密接な連携がとれる体制を確保できること。
- ⑤ 中小企業庁の指示に速やかに従うことができること。
- ⑥ 中小企業・小規模事業者等支援及び支援機関への支援の実績を有すること。
- ⑦ 別紙1のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
- ⑧ 本事業に関する委託契約を中小企業庁との間で直接締結ができる機関であること。
- ⑨ 中小企業庁が提示した委託契約書に合意すること。
- ⑩ 公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと。

6. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

採択された機関と中小企業庁との間で委託契約を締結することとなります。採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する予定です。

ただし、申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り消し、又は契約解除等を行う場合があります。

(2) 採択件数：1機関とします。

(3) 予算規模：

2,000,109千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とします。

再委託で実施する、プッシュ型事業承継支援高度化事業は、1件あたり4,000万円を目安とし、最終的な実施内容、契約金額については、中小企業庁と調整した上で決定することとします。

※再委託件数は、地域事務局の応募状況によって変動することに留意。

(4) 成果物の納入：

本事業の終了となる、平成30年3月31日までに事業実施報告書を作成し、その内容を格納したCD-ROM等の電子媒体1部を中小企業庁に納品すること。

(5) 委託費の支払い

委託業務完了の日の翌日から30日以内又は平成30年4月10日のいずれか早い日までに委託業務についての実績報告書を提出することとします。

中小企業庁はこれを受けて、原則として現地調査を行い、内容に問題がなければ費用の支払いを行います。支払いは原則として精算払いとします。実施機関の財務状況によっては、関係機関との協議が整い次第、概算払いが行える可能性があります。

なお、予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行いません。厳格な経理処理が

必要となることを前提として、申請してください。

(6) 事業期間中の報告及び現地調査

事業の進捗状況等について、中小企業庁の指示に基づき、報告していただきます。

また、事業終了後の現地調査とは別に、事業の進捗の確認等を行うため、事業期間中に現地調査を行うことがあります。この際、事業内容の実施状況を確認するため、ネットワーク内の関係企業、団体に対しても、中小企業庁が確認を行うことがあることから、関係企業、団体にはその旨の事前了解を得て下さい。

7. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成30年2月1日（木）

締切日：平成30年2月26日（月）17時必着

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

(2) 説明会の開催

中小企業庁にて説明会を開催します。開催日時と開催場所は以下のとおりです。

<説明会の概要>

日時：平成30年2月9日（金）10時30分～11時30分

場所：経済産業省別館2階234共用会議室

説明会への参加を希望する方は、以下の連絡先へ平成29年2月8日（木）17時までにご連絡ください。連絡の際は、件名（題名）を「平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）」とし、本文に「所属組織名」、「出席者全員の氏名（ふりがな）」、「所属（部署名）」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」、「E-mailアドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に3名まででお願いします。

<連絡先>

中小企業庁事業環境部財務課 担当：高橋（隆）、佐藤（由）

FAX：03-3501-6868

(3) 応募書類

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに中小企業庁（(4) 応募書類の提出先参照）へ郵送又は持参してください。併せて、下記①、②の書類を保存した電子媒体（CD-ROM 1枚）を提出してください。

また、宛先面に「平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）に係る事業申請書在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4片面印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所止めてください。提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。

<提出書類と提出部数>

- ① 事業承継ネットワーク事業全国事務局事業申請書（様式1～4）・・・正本1部＋写し3部
- ② 暴力団排除に関する誓約書（様式5）・・・1部
- ③ 定款（寄附行為）・・・1部
- ④ 過去2年間の貸借対照表、損益計算書（収支決算書）・・・各4部
- ⑤ パンフレットその他機関の概要が分かる資料・・・4部
- ⑥ その他添付資料・・・4部

提出された事業申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮します。なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となります。

事業申請書等の作成費は経費に含まれません。また、採択の正否を問わず、事業申請書の作成費用は支給されません。

（4）応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

中小企業庁事業環境部財務課

担当：高橋（隆）、佐藤（由）

TEL：03-3501-5803（直通）

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

8. 審査・採択について

（1）審査方法

採択にあたっては、中小企業庁において、外部有識者による第三者審査委員会を設置し、審査基準に基づき、相対的に評価した上で決定します。なお、必要に応じて、ヒアリングを実施する場合があります。

（2）審査基準

提案内容について、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 5. の応募資格の要件を満たしているか。
- ② 本事業に係る経理・事務について適確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- ③ 本事業を適確に遂行するに足りる組織、能力等を有しているか。
- ④ 事業実施体制・役割分担は適切となっているか。
- ⑤ 提案された事業内容が施策の意図と合致しているか。
- ⑥ 事業承継及び中小企業・小規模事業者等への支援に関するノウハウ・実績を有しているか。
- ⑦ 支援機関等と連携して、相当程度の中小企業・小規模事業者等に効果的な支援を実施することが可能か。
- ⑧ 地域事務局の支援に関して地方自治体や地域の支援機関等と有効なネットワークを有しているか。
- ⑨ 適切な成果目標を設定しているか。
- ⑩ 事業の実施により当該機関及び支援機関等の人材に対する支援ノウハウの移転が期待されるか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、中小企業庁のホームページで公表するとともに、採択結果について、書面で通知します。

なお、採択、不採択についての問い合わせについては、一切対応しません。

9. 契約について

- ・ 採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、中小企業庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。
- ・ 契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、ご了承ください。
- ・ 契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によって、守秘義務の遵守をお願いします。
- ・ 事業期間中は、継続的に中小企業庁へ事業の進捗状況を報告してください。
- ・ 委託事業終了後も、支払額の確定の際に使用した全ての帳簿類及び領収書等の証拠書類は受託者において委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存する必要があります。
- ・ 委託事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

10. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費

であり、具体的には以下のとおりです。また、再委託先の経費の区分も同様です。

経費内容	備考
I.人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 (人件費対象者は予め届出を行った担当者のみとする)
II.事業費	
1.専門家謝金	依頼した専門家に支払う謝金。 ※応募者の謝金規程に準じて経費処理を行うこと ※応募者と雇用関係を有する者が講師となった場合の講師謝金は対象とならない ※委託対象となるセミナー・研修等の講師謝金含む
2.専門家旅費	依頼した専門家に支払う旅費 ※応募者の旅費規程に準じて経費処理を行うこと
3.職員旅費	事業を行うために必要な出張に係る旅費 ※応募者の旅費規程に準じて経費処理を行うこと
4.会場費	地域事務局が支援機関向け研修等を開催するための会場借料、付帯設備費及び茶菓料(お茶代)等 ※応募者が所有する会議室等で実施する場合は対象とならない
5.広報費	本事業を実施する際に必要なチラシ、ポスター、パンフレット、ホームページ等を作成するために必要な広報活動に要する経費
6.消耗品費	本事業を実施する際に必要な文房具等の消耗品の購入に要する経費
7.通信運搬費	本事業を実施する際に必要な通信及び運搬に要する経費
8.雑役務費	本事業の業務補助を目的としてアルバイト等を新たに雇い入れに要する経費 ※本事業の専従者であること ※支援機関向け研修等、特に雇い入れが必要な事業の実施当日のみとする [例]研修当日の受付業務、会場設営業務等
9.借損料	本事業を実施する際に必要な機器等をレンタルする際に要する経費
10.外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費(請負契約)
11.印刷製本費	本事業を実施する際に必要なレジュメや書類等の印刷に要する経費
III.再委託費	発注者との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる(委任又は準委任する)ために要する経費
IV.一般管理費	委託事業に必要な経費であり、他の用途と明確に区分できない経費 ※人件費+事業費の総額の10%以内の額を一般管理費として計上すること
V.消費税及び地方消費税	委託事業に要した経費に課税される消費税 ※人件費・事業費・再委託費及び一般管理費の総額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上すること

※対象となる経費の算定は、原則として、委託事業者の規程等に基づくものであり、かつ、社会的常識の範囲を超えない妥当なものであって、適正に執行されたもの(出勤簿や業務日誌等によりその事実が確認できるものや証憑書類により支出を確認できたものをいう。)を対象とします。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費

- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係のない経費

1.1. 問い合わせ先

〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

中小企業庁事業環境部財務課

担当：高橋（隆）、佐藤（由）

TEL：03-3501-5803（直通）

FAX：03-3501-6868

※FAXでのお問い合わせの際は、件名（題名）を「平成29年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）」とし、連絡先（電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）を記載してください。他の件名（題名）では、お問い合わせに回答できない場合があります。

情報セキュリティに関する事項

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、以下に記載する事項の遵守の方法について、担当職員に提示し了承を得た上で確認書として提出すること。また、契約期間中に、担当職員の見解により、確認書に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認められた場合、受託者は、担当職員と協議し対策を講じ、納入期限日までに確認書に記載した事項の全てを完了すること。
- 2) 受託者は、本事業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係るセキュリティホール対策、不正プログラム対策、ファイル交換ソフト対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を作業担当者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、本作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、本作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本事業を終了又は契約解除する場合には、担当職員から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに担当職員に返却すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本事業に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- 7) 受託者は、本事業の遂行において、当省の情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について担当職員と協議し実施すること。
- 8) 受託者は、経済産業省情報セキュリティポリシー（経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成24年9月19日改正）、経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成24年7月25日改正）、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成26年度版）」を遵守すること。ま

た、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

- 9) 受託者は、経済産業省が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、ウェブサイト構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身が管理責任を有するサーバー等がある場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、既知の脆弱性検査、DOS検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 11) 受託者は、ウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する「安全なウェブサイトの作り方（改訂第6版）」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査を含むウェブアプリケーション診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 12) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、原則、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. gov. jp」（以下「政府ドメイン名」という。）を使用すること。なお、政府ドメイン名を使用しない場合には、第三者による悪用等を防止するため、業務完了後、一定期間ドメイン名の使用权を保持すること。
- 13) 受託者は、電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、なりすましの防止策を講ずること。
- 14) 受託者は、本作業を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保される措置を講ずること。